

## 「札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱」の一部改正について

### 【主な改正内容】

- 組織の見直しを行い、委員の委嘱を行った上で会議を運営する。また、これに合わせ文言の整理を行う。
- 上記に合わせ、専門部会の設置についても文言を整理する。
- 新たに2団体を委員として追加する。

### 【「札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱」新旧対照表（案）】

改正案（新）	現 行（旧）
<p>（設 置）</p> <p>第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。</p> <p>(1) 地域の保健医療福祉に関すること。</p> <p>(2) その他連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項</p> <p>（組 織）</p> <p>第3条 連携推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから北海道石狩振興局長が委嘱する。</p> <p>(1) 保健医療福祉サービスの受益者</p> <p>(2) 保健医療福祉サービスの提供者</p>	<p>（設 置）</p> <p>第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。</p> <p>(1) 地域の保健医療福祉に関すること。</p> <p>(2) その他連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項。</p> <p>（組 織）</p> <p>第3条 連携推進会議は、次に掲げる団体のうち、別表1に記載する団体が指定する職にある者（以下「構成員」という。）により組織する。</p> <p>(1) 保健医療福祉サービス受給者の属する団体</p> <p>(2) 保健医療福祉サービス提供者の属する団体</p>

改正案（新）	現 行（旧）
<p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p>(4) その他必要と認められる者</p> <p><u>2 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げないものとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 連携推進会議に委員の互選により、会長を置く。</u></p> <p><u>4 連携推進会議に副会長1名を置き、委員のうちから</u>会長が指名する。</p> <p><u>5 会長は、連携推進会議を代表し、議事その他の会務を総理する。</u></p> <p><u>6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>（会 議）</p> <p>第4条 連携推進会議は必要の都度、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、必要に応じて第3条に定める委員以外の者を出席させることができる。</p> <p>（専門部会）</p> <p>第5条 連携推進会議には、<u>専門分野を協議するための専門部会を置くことができる。</u></p> <p>(1) 5 疾病対策専門部会</p> <p>(2) 救急医療専門部会</p> <p>(3) 歯科保健医療専門部会</p> <p>(4) 難病対策専門部会</p>	<p>(3) 関係行政機関</p> <p>(4) その他必要と認められる団体</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 連携推進会議に会長を置き、構成員の互選により定める。</u></p> <p><u>3 連携推進会議に副会長を置き、会長が指名する。</u></p> <p><u>4 会長は、連携推進会議を代表し、議事その他の会務を総理する。</u></p> <p><u>5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>（会 議）</p> <p>第4条 連携推進会議は必要の都度、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、必要に応じて第3条に定める構成団体以外の者を出席させることができる。</p> <p>（専門部会）</p> <p>第5条 連携推進会議には、<u>次の専門部会を置く。</u></p> <p>(1) 5 疾病対策専門部会</p> <p>(2) 救急医療専門部会</p> <p>(3) 歯科保健医療専門部会</p> <p>(4) 難病対策専門部会</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>（削除）</u></p> <p><u>2</u> 専門部会の<u>設置及び</u>運営等に関する事項については、別に定める。</p> <p>（事務局）</p> <p>第6条 連携推進会議の事務局は、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。</p> <p>（その他）</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、連携推進会議に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成20年10月30日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成25年8月30日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成26年9月4日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成30年3月12日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和 5年 月 日から施行する。</u></p>	<p><u>2</u> 専門部会は、<u>構成員及び専門的知見を有し参加が必要と認められる団体が指定する職にある者（以下「特別構成員」という。）をもって組織するものとし、別表2のとおりとする。</u></p> <p><u>3</u> 専門部会の運営等に関する事項については、別に定める。</p> <p>（事務局）</p> <p>第6条 連携推進会議の事務局は、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。</p> <p>（その他）</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、連携推進会議に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成20年10月30日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成25年8月30日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成26年9月4日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成30年3月12日から施行する。</p>

改正案（新）

現行（旧）

（削除）

別表 1

札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議

25 団体

団体名
札幌市医師会
江別医師会
千歳医師会
恵庭市医師会
北広島医師会
石狩医師会
札幌歯科医師会
千歳歯科医師会
札幌薬剤師会
北海道看護協会
北海道栄養士会
北海道歯科衛生士会
石狩地区社会福祉施設運営連絡協議会
札幌市社会福祉協議会
江別市社会福祉協議会
恵庭市社会福祉協議会
当別町社会福祉協議会
札幌市
江別市
千歳市
恵庭市
北広島市
石狩市
当別町
新篠津村

別表 2

札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議 専門部会

5 疾病対策専門部会  
19 団体

救急医療専門部会  
20 団体

歯科保健医療対策専門部会  
15 団体

難病対策専門部会  
26 団体

現 行 (旧)

団体名
札幌市医師会
江別医師会
千歳医師会
恵庭市医師会
北広島医師会
札幌歯科医師会
千歳歯科医師会
北海道看護協会
札幌薬剤師会
札幌市 北広島市 千歳市 恵庭市 江別市 石狩市 市立札幌病院
特別構成員
市立千歳市民病院

団体名
札幌市医師会
江別医師会
千歳医師会
恵庭市医師会
北広島医師会
札幌市 江別市 千歳市 市立札幌病院
特別構成員
石狩北部地区消防事務組合
北海道大学大学院医学研究科 優養制御医学講座救急医学分野 札幌医科大学医学部救急医学講座

団体名
千歳医師会
北広島医師会
北海道歯科衛生士会
札幌歯科医師会
千歳歯科医師会
札幌地区社会福祉施設運営連絡協議会
札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村 石狩教育高等学校支援課
特別構成員

団体名
札幌市医師会
江別医師会
札幌歯科医師会
千歳歯科医師会
札幌薬剤師会
北海道看護協会
千歳市障がい支援課
恵庭市障がい支援課
北広島市障がい支援課
石狩市高齢者支援課
当別町保健福祉課
新篠津村住民課
恵庭市社会福祉協議会
北極会神楽内科病院※難病協力病院
医療法人北海道家庭医療センター(旧協同フリースクール)ニワク ※在宅医療支援診療所
北海道地区在宅緩和ケアネットワーク
江別地域ケア連携会
株式会社リノアテック(旧)新道アース・エフ・エス
株式会社リノアテック(旧)新道アース・エフ・エス
ちとせの介護医療連携の会
NPO法人Carefulらいどろ
千歳市ケアネットワークの会
札幌公共職業安定所
一般社団法人北海道難病連
日本ALS協会北海道支部千歳支会(※千歳支会)

改正案 (新)

(削除)

## 札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱（改正案全文）

### （設 置）

第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) その他連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

### （組 織）

第3条 連携推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから北海道石狩振興局長が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益者
- (2) 保健医療福祉サービスの提供者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認められる者

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げないものとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 連携推進会議に委員の互選により、会長を置く。

4 連携推進会議に副会長1名を置き、委員のうちから会長が指名する。

5 会長は、連携推進会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### （会 議）

第4条 連携推進会議は必要の都度、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて第3条に定める委員以外の者を出席させることができる。

### （専門部会）

第5条 連携推進会議には、専門分野を協議するための専門部会を置くことができる。

- (1) 5疾病対策専門部会
- (2) 救急医療専門部会
- (3) 歯科保健医療専門部会
- (4) 難病対策専門部会

2 専門部会の設置及び運営等に関する事項については、別に定める。

### （事務局）

第6条 連携推進会議の事務局は、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、連携推進会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年10月30日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

この要綱は、平成26年9月4日から施行する。

この要綱は、平成30年3月12日から施行する。

この要綱は、令和5年月 日から施行する。

(参考)

## 札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議

26 団体

団体名
札幌市医師会
江別医師会
千歳医師会
恵庭市医師会
北広島医師会
石狩医師会
札幌歯科医師会
千歳歯科医師会
札幌薬剤師会
北海道看護協会
北海道栄養士会 札幌石狩支部
北海道歯科衛生士会 札幌支部
札幌市社会福祉協議会
江別市社会福祉協議会
恵庭市社会福祉協議会
当別町社会福祉協議会
COML札幌患者塾
北海道難病連
札幌市
江別市
千歳市
恵庭市
北広島市
石狩市
当別町
新篠津村